

# 親権・養育費等離婚後の 手続に関して知っておくべき 民法改正のポイント

2024年に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、  
2026年4月1日に施行されました。

この改正により、離婚に関する法律や手続にどのような  
変化が生じるのか、法テラスの弁護士が、改正のポイント  
をわかりやすく解説します。

制度変更を正しく理解し、適切な判断をするための貴重な  
機会となりますので、ぜひご参加ください。

参加  
無料

7月4日(土)  
10時～11時半

会場

男女平等推進センター（ウィメンズパル）  
視聴覚室(葛飾区立石5-27-1)

講師

程川 真澄(法テラス常勤弁護士)

対象

ひとり親家庭の方、離婚を考えている方、  
ひとり親家庭の方などを支援する区内事業者の方

定員

会場定員50名 ※オンラインで申請・先着順  
6月8日(月) 午前9時受付開始

申込はWEBフォームから ▶

(<https://logoform.jp/form/Ehiz/1544665>)

\*葛飾区HPの「ページ番号検索」から

予約受付ページを表示して申込みすることもできます

ページ番号: 1042099



／申込はこちら＼

問合せ

葛飾区役所 子育て応援課 電話:03-5654-8276

【共催】葛飾区